

No	お寄せいただいたご意見	高知市の考え方
1	<p>●【前文】について 「自由は土佐の山間より……」以下の文書は、この手の条例制定では前例踏襲型が多い中で、自由民権記念館も所管する高知市の条例としての特徴を示した点で評価できる。</p> <p>●【(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)】について 公開(利用促進)は、保管とともに重要なプロセスであるが、公文書館設置等の構想がないためであろうが、利用請求の請求先が条例ではよく分からない。現状では文書法制課が集約して行う形だろうか。公文書館を設置しないにしても「現用書庫の一部を歴史公文書庫にする」といった他県の事例も参考に、より市民に開かれた公文書の管理・公開の在り方も検討して欲しい。 ※香川県立公文書館の職員の意見として「一つの提案としては、役所の一部を公文書館にしてはどうかと。つまり、現用書庫の一部を歴史公文書庫にしてはどうかと。そうすれば新たなハコモノをつくらなくても公文書館の設置が可能かと考えております。実際に沖縄県の北谷町の公文書館はそういうふうになっています。入ったところのすぐ右側に公文書館があります。1番人通りの多いところですね。かつ庁舎内にありますから、職員の利用も多うございます。別置きされた非現用の利用もあるとそういう風聞いております」(「シンポジウム高知県の学校資料を考える記録集」9頁)と提起している。</p> <p>●職員研修・人材育成について 評価選別のプロセスが明確化され、担当職員の作業負担や求められるスキルは現状より上がる。職員研修は条例に規定されているが、国立公文書館の「公文書管理研修」及び「アーカイブズ研修」などの高度な外部研修も受けられる仕組みをつくり、アーカイブズの知識を持つ専門職員の採用にも、長期的な人材育成やコスト減も見込んで取り組んでほしい。</p> <p>●総論 市町村単位では、中核都市である高知市の公文書管理は県内の自治体の模範となる。県とも連携した積極的な取り組みで、県内の公文書管理のレベルアップが図れるよう期待する。</p>	<p>○【(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)】について 利用請求の請求先につきましては、現時点では、総務部文書法制課が集約して行う予定とし、現用の書庫を活用しながら、特定歴史公文書等との公文書等を明確に区分して保管していく運用方法とすることを検討しております。今後、具体的な運用方法を検討していく中で、他市の事例を参考に、市民に開かれた公文書の管理・公開の在り方を検討して行きたいと考えております。</p> <p>○職員研修・人材育成について 適切な公文書管理のためには、職員の公文書管理に対する意識を醸成することが必要であると考えており、このことを条例にも盛り込むこととしております。職員研修は、そのための重要な取組の一つとして認識しており、今後、ご意見にありました国立公文書館等の外部研修も取り入れながら、積極的に職員研修の仕組みづくりや取組を進めたいと考えております。 また、公文書管理に関与する市職員の配置の在り方及び認証アーキビストといったアーカイブズの知識を持つ専門職員の採用につきましては、いただいたご意見を参考にしながら、人事担当部署とも協議を行い、検討していきたいと考えております。</p> <p>○総論 県立公文書館との連携も図りながら、公文書管理のレベルアップが図れるような取組を進めて行きたいと考えております。</p>
2	<p>●第13条第1項第3号に「原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が当該原本を現に使用している場合」は利用させられないとする規定は、保存状態や使用状態を鑑みて写しを作成し、利用に供せられるようにすべきである。 とりわけ前者の場合、特定歴史公文書等が利用により破損するような状態であれば、補修する措置がとれるように第7条(保存)に規定すべきと考える。</p> <p>●第2条に定義される「実施機関」には出先機関も含まれるか。例えば、教育委員会であれば市立学校や公民館の文書など。含まれていなければ、対象として施行細則等で明記すべきである。なお、市立学校は「高知市教育委員会文書管理規程」とは異なる規程で文書管理が行われているため、特定歴史公文書等を規程に位置づける必要がある。</p>	<p>○第13条第1項第3号について 条例には規定を設けておりませんが、破損又は汚損の生ずるおそれのある公文書について必要と認める場合には、複製物を作成することとし、市民の利用にできるだけ応えられる運用として行く予定としており、条例施行規則等においてその旨を規定することなどその具体的な運用方法につきましては、今後、十分に検討していきたいと考えております。 補修につきましては、特定歴史公文書等は、第12条において適切に保存することとされており、同条の規定に基づき、必要な補修を含め、適切に保存することとなりますので、特に補修する措置が採れるような規定を置くことは考えておりません。また、補修を含めた具体的な保存方法につきましては、今後、十分に検討していきたいと考えております。</p> <p>○第2条に定義される「実施機関」について 実施機関には、出先機関も含まれております。また、市立学校や公民館の文書についてもこの条例の対象範囲のものでありますので、条例の規定に基づき適切に管理していきます。</p>
3	<p>●第7条保存に関して、管理が行き届き、市職員と市民が閲覧しやすい公文書館の設置が必要と考えるが、すぐに難しければ十分なスペースが確保され、保存と閲覧に必要な設備が備わった施設での管理は必須である。</p> <p>●第40条研修について、公文書等の管理に関して必要な知識及び技能を習得、向上させるために必要な研修を行うことを規定していることは評価される。ただし、市職員の一般的な異動ルーティンとは異なる中長期的に公文書管理に関与する市職員の配置や採用、さらには公文書管理の認証アーキビストを採用して管理していくことが望ましい。</p> <p>●高知医療センターや県市図書館のように、県立公文書館とも連携して公文書管理行政を推進していただきたい。</p>	<p>○必要な設備が備わった施設での管理について 公文書館につきましては、その設置が望ましいと考えておりますが、本市の財政事情や設置場所の問題、既存施設の空き状況等から、公文書館に必要な機能を一つに集約する施設の設置は困難な状況です。しかしながら、適切な環境の中で保存と閲覧を行うことは重要であると考えておりますので、既存の書庫やスペース等に必要な改修等を行うなど、適切な環境、設備の下で保存と閲覧ができるよう、いただいたご意見や他市の例を参考にしながら今後の運用を検討していきたいと考えております。</p> <p>○職員研修及び認証アーキビストの採用等について 上記1「職員研修・人材育成」にお示したとおりです。</p> <p>○県立公文書館との連携について 上記1「総論」にお示したとおりです。</p>

<p>以下、4点について、条例制定後の運用に関わる部分でコメントを差し上げます。どうぞ、よろしくをお願いします。</p> <p>(1)高知市公文書館の整備について 「高知市公文書館」の整備を期待します。公文書管理条例をもつ基礎自治体には公文書館施設を整備せずに条例を運用しているケースが少なくありません。公文書館を新築する必要はありません。他の庁舎機能との複合施設による整備や遊休公共施設等のリノベーションによる施設整備で十分です。適切な保存環境を整備し、利活用可能な場となる公文書館の整備を期待します。</p> <p>(2)「アーキビスト」の配置について 現用文書管理のみならず、特定歴史公文書等の利用促進の業務も専門的知識を必要としますので、専門職を配置すべきです。国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲを受講し、認証アーキビストを取得した市職員により公文書管理制度が運用されることを期待します。外部から専任専門職を採用することは難しいと考えます。例えば、庁内には大学で日本史学(日本近現代史専攻が望ましい)を修め、高知市の行政情報を保存活用することに関心のある職員はいるはずです。庁内公募によりそうした人材を確保し、認証アーキビストを取得させて業務に従事する体制をご検討ください。庁内公募で人材を獲得し、認証アーキビストをもつ複数の職員を創出することで、定期的人事異動をせざるを得ない組織内でも専門的業務の維持を図ることが可能になると推測します。</p> <p>(3)公文書管理委員会の運用について 公文書の廃棄移管については「高知市における公文書管理の在り方に関する答申(案)」のなかで「公文書管理委員会に諮問し、専門的な第三者機関の関与により適切に歴史公文書を選別する仕組みとする必要がある」と提言されていますが、廃棄移管に関わる判断にあたって過度に公文書管理委員会に依存しない体制を作るべきです。委員全員が公文書を自ら作成、管理してきた経験を有しているのであれば問題ないのですが、委員の過半は公務非経験者が就任することの方が一般的です。公務非経験者に廃棄や移管の文書リストを提示し検討を頼っても判断に迷うケースもあります。補完的に意見を求めることは必要ですが、先ずは「市」として専門職であるアーキビストを配置し、組織自らが主体的に判断できる体制を作られることを期待します。また、中四国の県立図書館や市立図書館(三豊市、尼崎市など)には公文書管理制度に熟知し、認証アーキビストとして専門業務に従事している専門職が勤務していますので、そういった人材に公文書管理委員会に入ってもらうことで、市の公文書管理制度の充実が図られるものと思われれます。</p> <p>(4)行政刊行物の収集保存について 特定歴史公文書等の利用促進に関することとして、オリジナルの文書ではなく、行政刊行物の提供によって利用者の課題解決に繋がる場合もあると考えます。特定歴史公文書等の補完的資料として、市役所内で作成、公表されている刊行物、印刷物等を全庁的に収集する体制作りもご検討ください。行政刊行物は図書館においても収集提供されていると思いますので、図書館の資料収集業務と連携または役割分担することになりますが、積極的な収集保存活用を期待します。</p>	<p>(1) 高知市公文書館の整備について 上記3「必要な設備が備わった施設での管理について」にお示したとおりです。</p> <p>(2) アーキビストの配置について 上記1「職員研修・人材育成」にお示したとおりです。</p> <p>(3) 公文書管理委員会の運用について 公文書管理委員会の委員には、公文書管理に関する専門的知識を有する方を委員として委嘱する予定としておりますが、歴史公文書を適切に保存していくためには、職員の知識等が向上し、職員自らが適切に選別を行うことができるようになることが不可欠であると考えておりますので、上記1「職員研修・人材育成」に記載の取組を進めながら、いただいたご意見を参考にして、組織自らが主体的に判断できる体制を整えていきます。</p> <p>(4) 行政刊行物の収集保存について 行政刊行物につきましては、高知市民図書館で収集を行うとともに、本市情報公開センターにおきまして、全庁的に収集する仕組みとしておりますが、今後は、これらの行政刊行物について、将来の市民の利用に供することができるよう、特定歴史公文書等として永久保存していく仕組みづくりについても検討していきたいと考えております。</p>
<p>●第5条「文書の作成」に追加 作成義務があるにも関わらず公文書が作成されていない場合、速やかに作成しなければならない。また、保存年限が満了する前に公文書を廃棄した場合、復元しなければならない。</p> <p>●第9条「移管又は廃棄」公文書を廃棄する場合、あらかじめ高知市公文書管理委員会に諮問し、廃棄する公文書の目録を住民に公表し、住民の意見を聞いてから廃棄すること。</p> <p>●その他 住民に対する公文書に係る説明責任を果たし、地域の歴史遺産としての公文書を残すため、公文書館の開設を求めます。費用面で厳しいことは承知しており、活用されていない公的施設の活用なども検討を。また住民および公務員にレファレンスが行えるようアーキビストなど専門職員を配置すること。</p>	<p>○ 第5条について 公文書は、第5条の規定に基づき当然に作成する必要があると考えており、義務に反し、これを作成していない場合について、あえて規定することは考えておりません。 また、公文書を廃棄した場合の復元に関する規定につきましては、誤って廃棄した場合には、当然に順末に記載した文書を作成することとなり、この中で廃棄された文書の内容が明らかになること、また、公文書には様々な内容のものがありますことから、これを一律に復元しなければならないとするよりも個別に復元するか否かを判断すべきと考えるため、これにつきましてはあえて規定することは考えておりません。</p> <p>○ 第9条について 廃棄する公文書の目録を住民に公表すること等につきましては、今後、具体的な廃棄手続についての運用方法を検討していく中で、いただいた意見を参考にしながら、適切な廃棄手続について検討していきたいと考えております。</p> <p>○ その他について 上記3「必要な設備が備わった施設での管理について」及び上記1「職員研修・人材育成」にお示したとおりです。</p>